

行政不服審査制度の改善等についての意見・要望の募集結果

- 行政不服審査制度の在り方に関する研究を進める際の参考資料とするため、現行制度の改善等について、広く一般から意見・要望を募集した。
- ◇ 募集した意見・要望の範囲 : 行政不服審査制度全般に関するもの
 - ◇ 意見・要望の募集期間 : 平成 18 年 5 月 26 日～同年 7 月 21 日
 - ◇ 意見・要望の提出方法 : 電子メール、ファクシミリ又は郵送・持参のいずれか
 - ◇ 意見・要望の提出者数 : 73 (団体・個人)
 - ◇ 意見・要望の取りまとめ方法 : 提出された意見・要望をその内容により要旨とした上で 11 の項目に分類整理。分類整理に際し、一提出者の意見・要望が複数項目に渡る場合には分割し、また、複数の提出者の意見・要望で同旨と考えられるものについては集約。

意見・要望項目	意見・要望の要旨
1 申立適格	① 改正された行政事件訴訟法を参考に不服申立適格の範囲を拡大するべき。 ② 法律上の利益を有する者だけでなく、例えば、i) 事実上の利益を有する者、ii) 公益的立場から違法行為を是正しようとする者、iii) 環境団体や消費者団体などにも不服申立適格を認めるべき。 ③ 不服申立適格について、行政事件訴訟法の原告適格より広く認め、処分に不服がある者全般を対象とするべき。 ④ 自己の利益と無関係な者にまで不服申立適格を認めるべきではない。 ⑤ 不服申立ては満 20 歳以上の者に認めるべき。

2 申立対象	① 処分だけでなく、行政指導、行政計画、行政調査、行政契約、警告、要綱に基づく補助金の交付、陳情、請願、行政立法等についても不服申立ての対象とするべき。
3 申立ての種類	<p>① 審査請求と異議申立てを一本化するべき。</p> <p>② 審査請求と異議申立てを一本化することを原則とするが、国税通則法等のように限られた分野においては異議申立てと審査請求の両方ができるようにしておくべき。</p> <p>③ 簡易迅速な権利救済を図るため、すべての審査請求について再審査請求ができるようにするべき。</p> <p>④ 簡易迅速な処理を図るため、処分庁自らが審理を行う異議申立型を基本とするべき。</p>
4 救済態様	<p>① 義務付けや差止めなどの救済態様を認めるべき。</p> <p>② 行政処分に重大な瑕疵がある場合には、申立期間の規定にかかわらず、いつでも無効確認の不服申立てを認めるべき。</p> <p>③ 利益処分の差止めを求める者に利益処分の義務付け申立てへの参加権を認めるべき。</p> <p>④ 不利益処分を求める者に不利益処分の義務付け申立てを認めるべき。</p> <p>⑤ 処分取消の裁決を当該申立てだけでなく、その後の行政運営にも反映させるべき。</p> <p>⑥ 執行停止原則の採用を含め執行停止要件の大幅緩和を検討するとともに、差止めや義務付けに対応した仮の処分制度も検討するべき。</p>
5 申立期間	<p>① 不服申立期間を6か月とするべき。</p> <p>② 不服申立期間を3か月とするべき。</p> <p>③ 不服申立てに係る教示がなかった場合には、処分の効力がある限り教示されるまでいつでも不服申立てができるようにするべき。</p> <p>④ 係争中の不服申立事案に後続する不服申立てについては申立期間の規定を適用せず、係争中の事案が終了した後に速やかに申立てればよいこととするべき。</p> <p>⑤ 申立期間の制限を廃止するべき。</p> <p>⑥ 簡易迅速な手続による行政処分の早期確定を図るため、不服申立期間を30日とするべき。</p>

	⑦ 再審査請求期間を 60 日とするべき。
6 申立手続	<p>① 口頭により不服申立てができる場合を拡大するべき。</p> <p>② 不服申立ては原則書面で行うこととするべき。</p> <p>③ 不服申立書や反論書の提出部数を 1 通とするべき。</p> <p>④ FAX や IT を活用して不服申立てができるようにするべき。</p> <p>⑤ オンラインによる不服申立ては住基ネットの整備が整っていないことから時期尚早。</p> <p>⑥ 申立ての濫用防止、受益者負担の考えに基づき、申立手数料を徴収するべき。</p> <p>⑦ 不服申立書の統一書式を作成するべき。申立書記載事項中の「請求の趣旨及び理由」については、あらかじめ様式中に箇条書き等により整理しておき、申立人が選択できるようにするべき。</p>
7 適用除外	<p>① 法第 4 条第 1 項第 8 号～10 号（教育、収容、出入国関係）に該当する行為こそ公権力の行使に当たる行為として厳しく牽制されるべき。</p> <p>② 個別法で適用除外されているものが多く、行政不服審査法が一般法として機能していないので、個別法を改正して一般法である行政不服審査法に収斂するべき。</p>
8 審理機関	<p>① 処分担当部署と申立人が当事者となる対審型の審理構造をとるべき。</p> <p>② 審査は処分担当部署以外の部署により行うべき。</p> <p>③ 最終的な裁決は原処分者より上位者が行うことを原則とするべき。</p> <p>④ 独立して審理を行う第三者機関を設置するべき。</p> <p>⑤ 地方公共団体については共同で第三者機関を設置するべき。</p> <p>⑥ 処分については行政庁から独立した審理機関で審理を行い、新たに不服申立ての対象とするべき行政指導等については苦情処理に近いことから行政庁で審理を行うべき。</p> <p>⑦ 簡易迅速な処理を確保するため、処分庁自ら審理を行う異議申立型を基本とし、その際、学者や弁護士を委員とする第三者機関に諮問を義務付けるようにするべき。</p> <p>⑧ 不作為の異議申立てについて、処分庁以外の機関による審理を行うべき。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 審理の中立性を確保することができるように第三者機関の構成員を人選するべき。 ⑩ 原処分の無批判肯定を止めるべき。 ⑪ 審査庁の独立性を高めるため、職権探知を積極的に行うことができるようにするべき。 ⑫ 審理担当者に原処分庁や第三者への資料提出要求権を認めるべき。 ⑬ 審理機関は事案の処理状況について評価を行い、その結果を公表すること。
<p>9 申立人の手続的 権利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 不服申立人に対して処分関係書類全般（処分根拠資料、裁決・決定根拠資料、審査機関が職権探知により収集した資料等）についての閲覧を認めるべき。 ② 不服申立人に対して関係書類の閲覧に加え、謄写も認めるべき。 ③ 不服申立人に対して原処分庁への質問権を認めるべき。 ④ 不服申立人による口頭意見陳述の機会の付与は、審理機関の判断ではなく、申立人の希望により決定されるべき。 ⑤ 現在の口頭意見陳述は、不服申立人が処分庁の担当職員の立会いもない中で延々と意見を一方的に述べるだけで形骸化していることから、処分庁の担当職員を立ち合わせ、申立人からの質問を認め、対質尋問の形式をとるようにするべき。 ⑥ 情報公開審査会等の諮問機関での審理において口頭意見陳述を行い、さらに諮問機関から答申を受けた処分庁の審理の中でも諮問機関での意見と同内容の口頭意見陳述を行っている例が多いことから、諮問機関で口頭意見陳述を行った場合には、その速記録を答申に添付することにより処分庁における口頭意見陳述を省略することができるようにするべき。
<p>10 審理期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 不服申立てから裁決までの標準処理期間を設定するべき。 ② 不服申立人に対して標準処理期間を通知し、当該期間を過ぎる場合には理由と予定処理期間を再度通知するようにするべき。 ③ 弁明書、反論書の提出後1か月程度で裁決するべき。 ④ 処分担当から3週間以内に弁明書を提出させ、これに対する申立人の反論書を3週間以内に提出させ、その後1か月以内に公開の審理を行って、2週間以内に裁決するべき。

	<p>⑤ 弁明書の提出の遅延が多いので、提出期限を 30 日程度に設定するべき。審査庁からの督促にもかかわらず正当な理由なく弁明書を提出しない場合には、弁明の意思がないものとして申立てを認容するべき。</p>
<p>11 その他</p>	<p>① i) 申立対象・申立適格の制約の制限、ii) 審査の独立性確保のための最低基準、iii) 審査手続における申立人の最低限の権利保障、iv) 行政活動の適法性・妥当性確保のための制度整備の努力義務といった不服審査手続における基本原則を定めた総則規定を創設するべき。</p> <p>② 「行政庁」、「上級行政庁」、「直近行政庁」等の定義規定を置くべき。</p> <p>③ 不当性の審査も行うべき。</p> <p>④ 市町村間で処分内容に差がみられるので、共通の処分根拠・基準等を定めるべき。</p> <p>⑤ 不服申立て後における行政庁による処分変更を禁止するとともに、変更する場合には、処分庁の認諾を明確にするべき。</p> <p>⑥ 不服申立人は審理手続の中で保障されている権利について熟知していない場合が多いので、審理の開始前に審理機関から十分に説明させるようにするべき。</p> <p>⑦ 申請の一部に対する処分の場合に、残余の部分について処分が行われたのか、処分が留保されているのか明らかでないことがあるので、処分時における教示を明確に行うべき。</p> <p>⑧ 教示は処分通知や裁決書に記載することとし、それを欠いたものは形式の瑕疵として処分自体を無効とするべき。</p> <p>⑨ 審査請求書に記載すべき事項（法第 15 条第 1 項）についても教示するようにするべき。</p> <p>⑩ 教示の方法についてガイドラインを作成するべき。</p> <p>⑪ 制度を利用しやすくするため、制度概要等をまとめた冊子の作成、全国に所在する行政相談委員の活用等行うなどして制度の周知を図るべき。</p> <p>⑫ 不服申立てへの誘導、申立書の起案・受付を行う窓口を設置するべき。</p> <p>⑬ 不服申立ての受付、相談窓口として、行政評価事務所や行政相談委員等を活用するべき。</p> <p>⑭ 弁護士や税理士だけでなく行政書士などの隣接法律専門職にも業として不服申立ての代理が</p>

できるようにするべき。

- ⑮ 多くの個別法により審査請求前置が原則とされているため、i) 短期の不服申立期間を徒過したことにより取消訴訟が不適法となる、ii) 審査請求に時間を要したために取消訴訟の訴えの利益が消滅してしまうなど裁判を受ける権利が制限される結果となっていることから、審査請求前置主義を廃止し、自由選択主義とするべき。
- ⑯ 適用法律が憲法に違反することや適用通達が法律に違反することを争点とする取消請求については、不服申立てではなく、直ちに訴訟で対応することができるようにするべき。
- ⑰ 「行政不服審査制度研究報告書」で提言されている事項に沿って、制度の一層の充実・強化を検討するべき。